

2015年市議会2月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第1号](#) 沖縄県名護市辺野古への米軍新基地建設を中止することを求める意見書
- [意見書（案）第2号](#) 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回及び関連法案を提出しないことを求める意見書
- [意見書（案）第3号](#) 安全性が担保されないままでの高浜原発3号機・4号機の再稼働の中止を求める意見書
- [意見書（案）第4号](#) 生活保護費の大幅削減の中止を求める意見書
- [意見書（案）第5号](#) 子どもの貧困対策を求める意見書
- [意見書（案）第6号](#) 特別支援学校の新設を求める意見書
- [意見書（案）第7号](#) 核兵器のない世界に向けた法的枠組み構築への取り組みを求める意見書
- [意見書（案）第8号](#) ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書
- [意見書（案）第9号](#) 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書
- [意見書（案）第10号](#) 時の記念日を国民の祝日に制定することを求める意見書

沖縄県名護市辺野古への米軍新基地建設を中止することを求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は、名護市辺野古への米軍新基地建設が普天間基地の負担軽減になると説明し、辺野古に米軍新基地の建設を進めている。しかし、昨年の名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院選挙という辺野古米軍新基地建設が争点となった一連の選挙で、新基地建設反対を明確に掲げる候補者が当選し、沖縄県民の民意は米軍基地建設に反対であることが示された。政府が、選挙後も新基地建設に向けた海上作業を続けていることは、沖縄県民の民意を無視する行為であり、地方自治の本旨と民主主義を踏みにじる行為である。

また、基地建設工事によるサンゴやジュゴンが生息する辺野古の海の自然破壊も問題である。昨年10月の台風で、辺野古沖で浮具を固定する120個のアンカーが行方不明となり、海草藻場で36本の引きずった痕跡が確認されている。新基地建設に伴う環境アセスメントで、サンゴの産卵状況を調べる機材がサンゴを破壊し、またジュゴンの生息状況を記録するためのビデオカメラがジュゴンの通り道をふさぎ追い払うなど、工事の工程が自然環境を破壊するものとなっている。さらに、新基地建設に抗議する住民に対する海上保安庁の過剰な警備によってけが人が続出し、取材活動をしていた映画監督の影山あさ子氏を海上保安官が馬乗りで押さえつけ、カメラを奪おうとするなど、過剰で暴力的な警備活動となっていることは重大な問題である。沖縄県民の思いは、一連の選挙で示されているように沖縄に危険な米軍基地をつくらないでほしいという切実なものである。

よって、国及び政府に対し、下記の事項を尊重することを強く求める。

記

1. 名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院選挙の結果を重く受け止め、辺野古への米軍新基地建設を中止すること。
2. サンゴやジュゴンなどを傷つけ、自然を破壊するずさんな工事を直ちに中止すること。
3. 海上保安庁の過剰警備による住民の抗議活動や取材活動への妨害を直ちにやめさせること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回及び関連法案を提出しないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は、集団的自衛権の行使容認を柱にした閣議決定を具体化する安全保障関連法案について、与党協議などを経て、本年5月の連休明けに国会に提出しようとしている。見過ごせないのは、安倍首相が、過激組織「イスラム国」を名乗るグループによる日本人人質事件と絡め、海外で危害に遭った日本人を自衛隊が救出できるようにする法案も含めて提出する考えを示していることである。まさに「海外で戦争する国」づくりへの危険ななし崩し的拡大である。

政府は、集団的自衛権について「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と定義し、その行使は憲法上許されないとしてきた。

この憲法解釈を大転換したのが、昨年7月の閣議決定である。(1) 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合で(2) これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに(3) 必要最小限度の実力を行使するという武力行使の「新3要件」を設け、集団的自衛権の行使を容認した。

しかし、本年1月からの第189回国会の質疑では、新たな問題点が次々と浮き彫りになった。

一つは米国が無法な先制攻撃の戦争を起こし、相手国が反撃してきた場合でも、日本政府が「新3要件」に該当すると判断すれば米国への武力攻撃を排除するため日本が武力を行使することを認めたことである。

また、二つ目の問題は、首相が、「イスラム国」を空爆している米軍主導の有志連合に自衛隊が後方支援をすることについて、憲法上は可能だと言明し、米軍や多国籍軍への後方支援のため自衛隊をいつでもどこでも迅速に海外派兵できる恒久法を検討していることを表明したことである。戦闘部隊への輸送や補給、医療などの後方支援は戦争に必要不可欠な軍事活動であり、国際紛争への軍事的関与を禁じた憲法第9条に明らかに反している。

さらに、閣議決定に基づく自衛隊の後方支援について、他国部隊が現に戦闘行為を行っている現場以外であればどこでもできるとしているが、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が現に戦闘行為を行っている現場となることも認め、首相は自衛隊が攻撃されれば武器を使用することもあるとしていることも問題である。

よって、国及び政府においては、このような米国の戦争に日本が参戦する道につながる閣議決定を撤回し、関連法案を提出しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

安全性が担保されないままでの高浜原発3号機・4号機の再稼働の中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

国と関西電力は、滋賀県に隣接する福井県の高浜原発3・4号機の再稼働を強行しようとしている。原子力規制委員会は、関西電力高浜原子力発電所3・4号機の安全審査で、基本設計が新規制基準を満たしているとして、2月12日に審査書を正式に決定した。

しかし、原子力規制委員会委員長は、「求めてきたレベルの安全性が確保された」が「安全を担保したわけではない」と発言し、万全の安全を保障するものではないことは明らかであり、避難計画を規制基準適合性審査の対象にしないなど、事故発生時の避難対策（計画）に国が責任を持たず自治体任せにしていることも問題である。

高浜原発3・4号機では、通常より危険なプルサーマル発電が予定されており、さらに関西電力は危険な稼働40年を超える高浜1・2号機をも再稼働しようとして特別点検を開始している。

高浜原発から大津市中心部は約60kmの位置にある。東京電力福島第1原発事故では、40～50kmの飯館村や60kmの伊達市は、計画的避難区域、特定避難勧奨区域に指定され、放射性物質からの避難が求められる地域となっている。

高浜原発で大事故が起きれば、滋賀県は広範囲に汚染される危険性が非常に高いことが放射能汚染予測でも明らかになっている。しかし、関西電力は、京都府や舞鶴市ほかの自治体は原発立地ではないという理由で、隣接する自治体とは再稼働の同意権を含む立地自治体並みの安全協定を結ぼうとしない。他方、原発から30km圏を含む滋賀県下の自治体では、避難計画策定を義務付けられているが、避難行動、安全な避難先の設定、災害時要援護者の把握や避難先確保、被爆医療体制の確保などの問題から、そもそも実効性ある避難計画など策定できるはずもない。

福島第一原発事故から4年を迎えたが、深刻な汚染水問題、増え続ける放射性廃棄物、今も故郷に帰れず困難な避難生活を強いられている12万人を超える被災者の現実を見れば、市民の命、健康、財産を守る上で、原発の再稼働は絶対に認められない。

よって、国及び政府、原子力規制委員会においては、高浜原発3号機・4号機の再稼働を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

生活保護費の大幅削減の中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は生活保護費を大きく削減しようとしている。2013 年度から強行している食費などの生活扶助費削減に加え、2015 年度から住宅扶助費と暖房費などの冬季加算の減額を行うことを政府予算案に盛り込んだ。生活扶助費削減には 2 万人以上の利用者が「消費税が増税され物価が上がっているのに、暮らしが成り立たない」と行政不服審査を申し立てるなど抗議が広がっている。貧困と格差が拡大する中、生活困窮者の悲鳴を聞こうとせず、生活保護費の大削減に突き進むことは許されない。

政府は 2013 年度から 2015 年度にかけて総額 740 億円の生活扶助費を段階的に削減する計画を立てて、現在推進している。この削減計画は、利用世帯の 9 割以上が減額の対象になるなど過去最大規模で、月額 2 万円も削られる子育て世帯が出るなど深刻な影響を広げている。住宅扶助費は、生活保護受給者にアパートの家賃などの費用として支給されているものであるが、現状でも、国が「健康で文化的な住生活」と決めた水準の住宅に入居できる利用者は多くない。都市部などは家賃が高く、住宅扶助費の上限額であっても、劣悪な環境の住まいしか確保できない場合が少なくないから、実態を無視して住宅扶助費削減を強行することは、生活保護世帯の住まいの安心の基盤を脅かすものである。

また冬季加算は 11 月から 3 月に限って暖房代を上乗せするもので、加算がないと最低限の暖房すら確保できず厳冬下で暮らさなければならない。北海道や東北などの寒冷地では文字通りの命綱で、これを削減することは、受給者の健康を害し、命を削ることに等しいものである。

貧困率が悪化し、生活保護受給者が増加している中、最後の安全網であるべき生活保護の機能は重要であり、憲法第 25 条に基づき、全ての国民に人間らしい生活が保障されるべきである。

よって、国及び政府においては、住宅扶助費と冬季加算の削減計画を撤回するとともに、生活扶助費削減を直ちに中止することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

子どもの貧困対策を求める意見書（案）

【共産党提案】

生まれ育った環境で子どもの将来が左右されないことを目指す子どもの貧困対策の推進に関する法律が全会一致で成立し、昨年 8 月には法律に基づき対策大綱が閣議決定された。

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備などのため、教育・生活・経済的支援などの施策づくりを国や地方自治体の責務とするなど、子どもの貧困の解決を願う運動が実を結んだ法律が制定されたことは評価できるものである。

しかし、対策大綱にはこれまで貧困対策に取り組んできた団体や国民が願う具体的な対策や、貧困率の削減目標などは盛り込まれず、実効性のある対策が講じられているとは認めがたい。それどころか、消費税増税や生活必需品の高騰は低所得世帯を直撃し、貧困に置かれている子どもの状態をますます悪化させている。

さらに 2013 年度から始まった生活保護基準の引き下げは、受給世帯の子どもの生活を脅かしているだけでなく、経済的理由で就学困難な小中学生への就学援助の支給基準にも連動しているため、今年度は 70 余の自治体が支給対象の所得基準を下げ、対象から外される子どもが各地で続出した。本年 4 月には 3 回目となる保護基準引き下げが予定されている上、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護世帯が対象であった学習支援が就学援助受給世帯の子どもにまで対象は拡大されたものの、予算規模は大幅に縮小されている。

また、子どもの貧困対策は学習支援のみでなく、親の就労と切り離すことはできないが、今後提案されようとしている労働者派遣法の大改定も、低賃金・不安定雇用をさらに蔓延させることが懸念されるなど、子どもの貧困対策に逆行するものとなっている。

よって、国及び政府においては、子どもの貧困対策に逆行する生活保護基準の引き下げ、不安定雇用の拡大など貧困そのものを増大させる政策からの転換を図り、貧困を解消するための実効性のある手立てを講じるよう、下記の事項の実施を求めるものである。

記

1. 貧困率改善の数値目標を明確に定め、定期的に検証を行うこと。
2. 有識者会議でも指摘された返済不要の給付型奨学金導入などを大綱に盛り込み、推進すること。
3. 所得再配分による貧困の改善を進めるため、税や社会保険料などの負担軽減策を充実するとともに、児童扶養手当の拡充を図ること。
4. イギリスで行っているように、ワーキングプアをなくすため、最低賃金の「リビング・ウェイジ」（生活できる賃金水準）への引き上げを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

特別支援学校の新設を求める意見書（案）

【共産党提案】

全国的に特別支援学校の大規模校化が問題となっている。多くの特別支援学校では教室不足のため、特別教室を普通教室に転用したり、そこをさらに間仕切りするなど、児童・生徒が落ち着いた環境でのびのびと学習するにはほど遠い教育環境となっている。

滋賀県においてはその状況は顕著であり、中でも知的障害者の増加が大きく、県立特別支援学校8校の在籍者は急増し、大規模化・狭隘化への対応は喫緊の課題である。

この間、既存校での普通教室の増築という対応が取られているが、増築では限界がある。また、増築しても体育館やプールは1つしかなく、週1回使えるかどうかである。そもそも敷地面積が狭い北大津養護学校では、職員や関係保護者が増えたため、今でもグラウンドが駐車場になっており、運動会ができなくなってしまうなど全校規模の行事の開催が困難となる事態になっている。さらに、施設の老朽化も進んでおり、暖房が全教室に行き渡らない、トイレが故障していて使えないなど、教育環境の改善は早急に解決しなければならない課題である。

そして何より児童・生徒や職員数の増加が、職員同士のコミュニケーション不足を生み出し、他の学部の子どもの顔すら分からない、目が行き届かずおとなしい児童に対して声かけができない、大人数で自分の居場所が見つけられなくなる児童が出てくるなどの問題が出てきている。

滋賀県では1997年に新旭養護学校を開校して以来、高等養護学校以外には新しい特別支援学校を建設していない。大津市の児童・生徒が通っている特別支援学校を見てみると、23年前に100人程度の児童・生徒数で開校した草津養護学校は増築を重ねられ現在の児童・生徒数は330人、35年前に開校した北大津養護学校は児童・生徒数120人程度が適正規模だといわれているにもかかわらず、現在の児童・生徒数は170名であり、今年度増築されたが教室は4教室増えただけであり、来年度は190名になると予想されている。

この大規模化の背景には、特別支援学校の適正規模についての全国的な基準がないこと、設備・教育条件についての基準を示す「特別支援学校設置基準」がないことがある。小・中・高校の設置基準がありながら、いまだに特別支援学校規模の基準がないままに放置されていることは障がいのある子どもたちに対する差別であり早急に策定すべきである。

よって、滋賀県においては、このような事態を早急に改善するため、関係機関と早急に協議検討し、増築ではなく、特別支援学校の新設に向けての必要な財政措置を講ずること、また、国及び政府においては、特別支援学校の適正規模を示す基準を策定することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

核兵器のない世界に向けた法的枠組み構築への取り組みを求める意見書（案）

【市民ネ、公明提案】

本年は、第2次世界大戦の終戦から70年の節目である。

我が国は、大戦中、自国民やアジアの人々に多大な苦痛をもたらした事への反省に立って、日本国憲法に不戦の決意と世界平和という理想実現への努力をうたい、70年間、国連を中心とした平和の拡大に対して真摯に努力してきた。

昨年4月には、核兵器の非人道性を巡る議論の高まりの中で開催された軍縮・不拡散イニシアティブ（NPT I）広島外相会合において、世界の政治指導者の被爆地訪問などと呼びかける「広島宣言」を我が国から世界に発信することができたところである。

しかしながら、我が国は唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向けて、より積極的な貢献を果たしていかなければならない。

よって、国及び政府においては、一日も早い核兵器のない世界に向けた法的枠組みの構築に向けて、我が国が積極的な貢献を果たすよう、下記の事項の実施を求める。

記

1. 核兵器保有国も参加するNPT（核兵器不拡散条約）において、核兵器のない世界に向けた法的枠組みの検討に着手することを合意できるよう、本年開催されるNPT再検討会議の議論を積極的にリードすること。
2. 原爆投下から70年の本年、我が国で開催される広島での国連軍縮会議、長崎でのパグウォッシュ会議世界大会において核兵器のない世界に向けた法的枠組み実現への力強いメッセージを世界に発信できるよう、政府関係者、専門家、科学者とともに、市民社会の代表や世界の青年に対しても参加の促進を図るなど、両会議を政府としても積極的に支援すること。
3. NPT I 広島外相会合での「広島宣言」を受け、主要国の首脳が被爆の実相にふれる第一歩として、日本で開催される2016年主要国首脳会議（サミット）での首脳会合、外相会合やその他の行事を広島、長崎で行うことを検討すること。
4. 核兵器禁止条約をはじめとする法的枠組みの構築のため、唯一の戦争被爆国として核兵器の非人道性や人間の安全保障、並びに地球規模の安全保障について積極的に発信し、国際的な合意形成を促進させること。
5. 日米間のあらゆる場での議論を通じ、核兵器のない世界に向けての法的枠組みを見通した日米安全保障のあり方を検討し、それを世界に発信することにより、国際的議論を促進させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（案）

【公明提案】

現在、ドクターヘリは全国で 36 道府県に 44 機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を挙げている。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により運営主体に対して財政支援が図られている。

ドクターヘリは地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。

加えて、平成 20 年度に約 5,600 件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平成 25 年度には 20,000 件を超え、著しく増加している。年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとするようさらなる精査が必要である。

救急医療体制において、ドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に安定して継続していくためには、実態をよく踏まえた上で基準額を設定することが求められる。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後、退職に伴う操縦士不足により事業運営に支障を来すおそれがある。

よって、国及び政府においては、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 医療提供体制推進事業費補助金の基準が事業運営の実態に即したものとなっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。
2. ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士をはじめとするドクターヘリ運航従事者の育成・確保に対して必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書（案）

【公明提案】

農業農村整備事業は、食料・農業・農村基本法に位置付けられた事業であり、国民が必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持する観点からも欠くことのできない事業である。

しかしながら、平成 22 年度以降、農業農村整備事業については大幅に縮減され、計画していた事業が進められないなど現場のニーズに十分に応えられていない実態がある。

平成 24 年度から現政権のもと、予算規模は回復をしてきているものの、いまだ平成 21 年度以前の水準には戻っていない状況である。

よって、国及び政府においては、農業農村整備事業の重要性を評価し、下記事項について最大限配慮するよう強く要望する。

記

1. これまでに計画的に進められてきた実施中の事業や実施に向け準備を進めている事業が円滑に進められるよう措置を講ずること。
2. 今後、これまでに建設された農業水利施設の老朽化に対応した計画的な補修や更新による施設の長寿命化が円滑に進められるよう事業予算を確保すること。
3. 土地改良事業や農地中間管理機構をフル活用した農地の大区画化の推進及び農村集落が持っている共同体機能を生かした農地、用水、森林、景観、環境などの地域資源の管理を強化するために必要な事業予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

時の記念日を国民の祝日に制定することを求める意見書（案）

【共産党、湖誠、市民ネ、公明、大志提案】

時の記念日は、1920年（大正9年）に当時の日本人に欧米人並みの時間を遵守する意識を持ってもらうことを願い、東京天文台と生活改善同盟会が日本書紀の漏刻（水時計）創設の記から6月10日を選定し、制定されたものであり、時間の大切さをかみしめる日として意義づけされている。

それから90年以上が経過し、日本は世界でも有数の正確な時刻を大切にす国となったが、同時に社会経済情勢が目まぐるしく変化する現在においては、分や秒単位までの正確さが求められるようになり、一方で、忙しすぎる時代への反省から、スローライフなどの癒やしの時も求められるなど、時が一人ひとりに平等に与えられている貴重な財産であることを見つめ直すことが国民にとってますます重要となってきた。

兵庫県明石市では、日本標準時子午線、東経135度が通る時のまちとして、自治体、経済界、各種団体が一丸となって時の大切さを全国に喧伝し、その思いを国民全体で共有するための活動が続けられているように、国民全体で時間の大切さを認識することが必要であり、時の記念日をその機会とすることが求められる。

よって、国及び政府においては、6月10日の時の記念日を国民の祝日に制定し、時間の大切さを国民全体で認識する機会とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。